

改正 環境影響評価指針（素案）における論点

	項目	論点	対応案
1	対象事業を実施しない案の取扱い	計画段階配慮事項の検討における複数案の設定において、事業を実施しない案を含めるよう努める旨を規定するか。	主務省令の動向を踏まえ、複数案に設定に当たって、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該対象事業の目的が達成される場合等、対象事業を実施しないことが合理的であると認められる場合には、対象事業を実施しない案を含めるよう努める旨規定する。 【資料4-1 P2】
2	多段階の意見聴取、配慮書の案を優先した意見聴取	位置を決定した後、配置を決定するなど計画立案を段階的に行う際に、事業者が適切と考えるそれぞれの段階ごとに一般の意見を複数回求めるよう努める旨、及び配慮書の案について優先して一般の意見を求めるよう努める旨を規定するか。	国土交通省や経済産業省（発電所）等の主要事業の主務省令案（パブリックコメント）に多段階の意見聴取等の記述がないこと、及び条例第4条の5は、配慮書の案又は配慮書のいずれかについて一般の意見を聴くよう事業者を求めることを旨とする規定であることを踏まえ、 <u>規定しない</u> 。 【資料4-1 P25】
3	風力発電所の追加に伴う低周波音等の取扱い	対象事業への風力発電所の追加に関して、参考項目、参考手法にどのように反映するか。	<p><u>参考項目</u>：風力発電所に係る主務省令に準じて「風力発電設備の稼働」による「風車の影」、「動物」、「生態系」を、低周波音等の問題を背景に条例対象事業に風力発電所を追加することとした経緯を踏まえ「低周波音」を追加。 【資料4-2】</p> <p><u>参考手法</u>：「風力発電所に係る主務省令」及び「風力発電のための環境影響評価マニュアル」に準じて手法を追加。 【資料4-3】</p>
4	温室効果ガスの取扱い	廃棄物最終処分場に係る主務省令の参考項目・参考手法に「工事の実施」、「工作物の供用」における「温室効果ガス」が追加されたことを踏まえ、指針において、同事業及びその他の事業について、同様に参考項目・参考手法に追加するか。	<p><u>参考項目</u>：廃棄物最終処分場については、主務省令を踏まえ、「工事の実施」（「資材等の搬入及び搬出」、「建設機械の稼働等」）及び「工作物の供用」（「廃棄物の搬入」、「埋立機用機械の稼働」）による温室効果ガスを追加。</p> <p>その他の事業の「工事の実施」については、今後公布予定の国土交通省等の主務省令を踏まえて検討する。 【資料4-2】</p> <p><u>参考手法</u>：現行指針に必要事項を追記。 【資料4-3】</p>